

# 2026 年度 事業計画書

概要	P1
----	----

## I 建設産業の振興支援

### (1) 情報化推進

- ① 電子商取引の標準化 P2
- ② 電子商取引の普及推進 P3

### (2) 経営改善

- ③ 建設業経営者の経営力強化（建設業経営者研修） P4

### (3) 人材確保・育成

- ④ 建設産業人材確保・育成推進協議会の運営等 P5
- ⑤ 登録基幹技能者制度推進協議会の運営等 P7
- ⑥ 建設労働者育成支援事業（厚生労働省受託事業） P8

### (4) 建設キャリアアップシステム

- ⑦ 建設キャリアアップシステムの運営 P9

### (5) 調査研究、助成、広報等

- ⑧ 建設産業に係る総合的な調査研究等 P11
- ⑨ 建設業経理に関する調査研究等 P12
- ⑩ 建設産業活性化助成事業等 P13
- ⑪ 「建設業しんこう」の発刊及び建設産業に係る情報提供 P14

### (6) 登録経理試験等

- ⑫ 建設業経理検定試験・建設業経理事務士特別研修・登録経理講習 P15
- ⑬ 建設業経理士の支援・育成 P17

## II 施工技術等の向上

- ⑭ 建築／電気工事施工管理技術検定 P18
- ⑮ 監理技術者講習 P19
- ⑯ 建築・設備施工管理能力の維持・向上支援（建築・設備施工管理 CPD 制度の構築・運用） P20

## III 建設産業における金融の円滑化

- ⑰ 出来高融資制度 下請セーフティネット債務保証/地域建設業経営強化融資制度 P21
- ⑱ 下請債権保全支援事業 P22
- ⑲ 共同事業等に必要な資金の借入れに対する債務保証・助成・融資あっせん P23

## IV 建設産業政策への協力

- ⑳ その他の建設産業政策への協力等 P24

## 概要

(一財)建設業振興基金は、1975年の設立以来、建設産業の健全な発展と持続的成長に資することを目的として、債務保証事業をはじめ、建設産業の情報化推進、建設企業の経営改善、人材確保・育成、建設キャリアアップシステムの運営、施工技術の向上、建設業会計・経理分野の知識普及など、多岐にわたる事業を展開してきた。建設産業を取り巻く環境は、人口減少・高齢化の進行による担い手不足、技能・技術の継承、物価・資材価格の高騰、働き方改革やDXの進展など、大きな転換期を迎えている。こうした中で、本財団には、国や関係機関、建設業団体、建設企業等と連携し、業界全体の生産性向上と持続可能性の確保に向けた役割を果たすことが求められている。2026年度は、これらの課題認識のもと、以下の事業を推進する。

### ○建設産業の情報化の推進

建設業界における標準EDIであるCI-NETの普及・高度化を中核に、電子商取引の標準化や電子契約等の動向を踏まえた調査・検討を進め、企業規模や地域を問わず円滑にデジタル化に取り組める環境整備を推進する。

特に、CI-NET LiteS実装規約の適切なメンテナンスや、法改正・業界ニーズへの対応を通じて、企業が安心して電子商取引を導入・運用できる仕組みを確保するとともに、新規導入企業への支援や既存利用企業に対する業務範囲拡大（出来高・請求業務等）への働きかけを行う。

### ○建設企業の経営基盤強化と人材確保・育成への支援

中小建設企業の経営力向上を目的とした経営者研修の実施や、建設産業人材確保・育成推進協議会を中心とした戦略的広報活動、若年者の入職促進、建設技能者等の育成支援に取り組むとともに、新たな教育訓練体系の構築を目指した検討を行うこととする。また、登録基幹技能者制度の普及・活用促進や、厚生労働省受託事業である建設労働者育成支援事業を通じて、現場を支える建設技能者等の確保と育成を図る。

### ○建設キャリアアップシステム（CCUS）の運営

CCUSは、技能者の保有資格、社会保険加入状況、就業履歴等を業界統一のルールで登録・蓄積する基盤として、技能者の適正な評価や処遇改善、現場管理の効率化、生産性向上に資する重要な社会インフラとなっている。2026年度は、運用開始から8年目を迎え、登録技能者・事業者数の増加や制度の定着が進む中、第三次・担い手3法への位置付けやCCUS利用拡大に向けた3か年計画を踏まえ、CCUSを次のフェーズへと進化させる年度と位置付ける。地方や二次以下、設備・住宅分野を含む幅広い技能者・事業者の登録促進を図るとともに、就業履歴の確実な蓄積に向けた支援策を強化し、元請・下請双方にとって実効性のある活用を推進する。併せて、技能者向けスマートフォンアプリ「建キャリア」をはじめとする情報提供機能の充実や、能力評価制度・登録基幹技能者制度との連携強化を通じて、技能者がCCUSの価値を実感できる仕組みづくりを進める。

### ○施工技術および専門能力の維持・向上

建築・電気工事施工管理技術検定や監理技術者講習を適確に実施するとともに、建築・設備施工管理CPD制度の普及を進め、施工管理技術者の継続的な能力向上と技術力の底上げを図る。

### ○建設産業における金融の円滑化と経営安定化支援

出来高融資制度や下請債権保全支援事業、共同事業等に必要な資金に対する債務保証・助成を通じて、元請・下請双方の資金繰りの安定化を支援し、建設企業の経営リスクの軽減を図る。

さらに、建設産業に関する各種調査研究や助成事業、機関誌「建設業しんこう」やWebを通じた情報発信を通じて、業界の実態や課題を広く共有するとともに、建設産業の魅力や社会的役割を国民に発信していく。

これらの事業を着実に遂行するため、2026年度も引き続き、職員の専門性向上や組織体制の充実を図るとともに、社内業務のDXを推進し、効率的かつ効果的な事業運営に努める。

本財団は、関係機関との連携を一層強化し、建設産業が抱える諸課題に対して横断的かつ総合的に取り組むことで、すべての人々が活力と魅力を実感できる建設産業の実現に貢献していく。

I 建設産業の振興支援	
(1) 情報化推進(CI-NET) <span style="float: right;">【担当部：金融・経理・契約支援センター】</span>	
① 電子商取引の標準化 <span style="float: right;">(情報化推進支援担当部)</span>	
事業の ねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設業界の EDI 標準化機関として、標準ルール(CI-NET LiteS 実装規約等)のメンテナンスを適切に行い、CI-NET 利用企業が安心して導入、運用できる環境を構築する。</li> <li>・ CI-NET の利用が進むことで業界全体の生産性向上につながるとともに、標準化や契約の徹底などにより建設業の法令遵守に寄与することが期待できる。</li> </ul>
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報化評議会において策定される「CI-NET 2026 年度 活動計画」に沿い、CI-NET の標準化に関する取り組みを実施する。</li> <li>・ 建設業振興基金として、業界全体の情報化推進に資する新たな事業を検討する。</li> </ul>
事業計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建設業の標準 EDI である CI-NET LiteS 実装規約 Ver. 2.2 について、CI-NET に関連する法改正や業界の要求に対応した実装規約の改正等を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改善要求書(CR)に基づき過年度より検討中の事項を反映した「CI-NET LiteS 実装規約 Ver. 2.2 ad. 1」を公表する。</li> <li>・ CI-NET LiteS 実装規約を運用する際の課題等に対応するための運用方法および関連資料を策定する。</li> </ul> </li> <li>2. CI-NET に関連する労務費の基準、BIM、他の電子契約サービス等の動向について調査するとともに、必要に応じ検討を行う。</li> <li>3. CI-NET 以外も視野に入れ、建設DXを支援する新たな事業の検討に着手する。</li> </ol>
取組目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建設業の標準 EDI である CI-NET LiteS 実装規約について、適切なメンテナンスを実施する。</li> <li>2. 建設業界の EDI 標準化機関として、CI-NET の在り方について検討する（継続）。</li> </ol>

I 建設産業の振興支援	
<b>(1) 情報化推進</b> <span style="float: right;"><b>【担当部：金融・経理・契約支援センター】</b></span> <b>② 電子商取引の普及推進</b> <span style="float: right;"><b>(情報化推進支援担当部)</b></span>	
事業の ねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設産業全体の生産性向上の観点から、CI-NET の新規導入に向けた働きかけを行う。</li> <li>・CI-NET 既導入であるが調達業務(見積、契約)に留まる企業に対して、対象業務の拡大(出来高・請求業務実施)に向けた働きかけを行う。</li> </ul>
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報化評議会において策定される「CI-NET 第6次3ヵ年活動計画(2026～2028年度)」の初年度として、CI-NET の普及拡大に向けた取り組みを実施する。</li> <li>・CI-NET による電子商取引に必要な「企業識別コード」および「電子証明書」を適切に発行・管理する。</li> </ul>
事業計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「CI-NET 第6次3ヵ年活動計画」の初年度として、以下の取り組みを実施する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 「CI-NET 説明会」、「情報交換会」の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規導入企業に対して CI-NET の理解と関心を深めてもらうため、導入までの手順等についての説明会や個別相談を開催する。</li> <li>・CI-NET で調達業務に留まる発注側企業に対し、出来高・請求業務への拡大済の企業との情報交換を行い、業務拡大への働きかけを行う。</li> </ul> </li> <li>(2) 設備見積 WG の取り組み <ol style="list-style-type: none"> <li>①設備見積 Ver. 2.1 実運用の普及拡大に取り組む。</li> <li>②「建築 BIM 推進会議」が採用する建設資機材コードの動向を注視し、「CI-NET 建設資機材コード Ver. 1.8.1」の更新作業を検討する。</li> </ol> </li> <li>(3) CI-NET 利用企業に対する実態調査等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「CI-NET 利用率調査」(対象：発注者)を実施し、CI-NET 導入施策の参考とする。</li> <li>・他の電子契約サービスについて調査する。</li> </ul> </li> <li>(4) 広報活動等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報コンテンツの充実 (公開可能な説明会資料・動画のホームページ掲載、提供資料の充実化等)</li> <li>・各都道府県の地場ゼネコンへの導入支援</li> <li>・イベントブースへの出展</li> </ul> </li> </ol> </li> <li>2. 「企業識別コード」および「電子証明書」の発行のための取り組み <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) CI-NET 実施に必要な「企業識別コード」および「電子証明書」を適切に発行する。</li> <li>(2) CI-NET 利用者(申請者)の利便性向上、ならびに CI-NET 事務局の省力化およびデータの適正な管理の向上等を図る。</li> </ol> </li> </ol>
取組目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 情報化評議会において 2026 年 4 月に策定予定の「CI-NET 第6次3ヵ年活動計画」に盛り込まれる目標数値(新規 CI-NET 利用企業数、出来高・請求業務まで対象業務拡大する発注側企業数等)を達成する。</li> <li>2. リプレースした「企業識別コード」および「電子証明書」の発行管理システムを利用し、CI-NET 利用者(申請者)の利便性の向上を図るとともに、事務の省力化およびデータの適正な管理の向上等により業務改善を行う。</li> </ol>

I 建設産業の振興支援	
<p>(2) 経営改善 <span style="float: right;">【担当部：経営基盤整備支援センター】</span></p> <p>③ 建設業経営者の経営力強化 <span style="float: right;">(経営改善支援担当部)</span></p> <p>(建設業経営者研修)</p>	
事業のねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小建設企業においては、経営者層の意思決定が企業の経営方針や業績に大きな影響を及ぼす。特に、人口減少や人材確保難、物価高騰、デジタル化の進展など、経営環境の変化が一層加速する中で、的確な判断と柔軟な対応力を備えた経営層の育成が急務となっている。このため、2026年度も中小建設企業の経営者、経営後継者、経営幹部を対象に研修会を開催し、経営管理能力および戦略的思考力の向上を図るとともに、働き方改革や生産性向上、デジタル技術の活用など、時流に即した経営課題への対応力を強化する。</li> <li>・研修終了後には交流会を実施し、参加者同士が経営課題や成功事例を共有し合うことで、情報交換や新たな連携・協働の機会を創出する。こうした相互交流を通じて、中小建設業における経営革新の意識醸成と地域産業の持続的発展に資することを目的とする。</li> </ul>
事業内容	<p><b>【経営者研修】</b> 生産性向上、担い手確保・育成、働き方改革、デジタル技術（ICT・DX）、事業承継、経営戦略など、経営環境の変化に即した実践的テーマを設定し、中小建設企業の経営者層を対象とする研修を開催する。講義・事例紹介・討議などを組み合わせ、自社課題の整理と具体的な改善策の検討を促す。</p> <p><b>【建設業経営者交流会】</b> 建設業経営者間の意見交換・情報共有・連携強化を目的とした交流会を開催する。研修で得た知見を実践につなげるとともに、地域を超えたネットワークづくりを推進し、業界全体の底上げを図る。</p>
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修テーマの企画・検討および講師選定を行い、年度2回の開催を予定。研修内容は動画配信も実施し、全国からの参加機会を拡大する。</li> <li>・他のセミナー・関連団体との連携を強化し、経営者研修の波及効果を広げるための共同開催や情報発信を検討する。</li> <li>・開催に向けた広報活動（案内文書・ウェブ広報など）を行い、幅広い参加を促進する。</li> <li>・経営課題の共有と改善に向けて、経営者間の意見交換・実践報告・課題共有の場を設け、持続的な学びの循環を形成する。</li> </ul>
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業の生産性向上、担い手確保・育成、働き方改革、事業承継、DX推進など、建設業が直面する主要課題に対応したテーマ設定を行い、既存参加者のリピート参加を維持しつつ、新規参加者の拡大を図る。</li> <li>・2026年度も引き続き、対面式の集合研修を想定。受講料無料。</li> <li>・研修後のアンケート・意見交換を通じて得られた成果や課題を次年度以降の企画に反映させ、経営者層にとって“学び続ける場”としての研修体系の確立を目指す。</li> </ul>

I 建設産業の振興支援	
(3) 人材確保・育成 <span style="float: right;">【担当部：経営基盤整備支援センター】</span>	
④ 建設産業人材確保・育成推進協議会の運営等 <span style="float: right;">(人材育成支援担当部)</span>	
事業のねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設産業人材確保・育成推進協議会（人材協）の事務局として建設産業界への若年者の入職促進及び担い手確保・育成に向けた活動を引き続き展開する。</li> </ul>
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>戦略的広報活動の積極展開</li> <li>建設人材育成優良企業表彰の実施</li> <li>作文コンクールの実施</li> <li>担い手確保・育成に資する活動への参画</li> <li>建設産業の担い手確保・育成に資する取り組みの推進等</li> </ul>
事業計画	<p>1. 戦略的広報活動の積極展開</p> <p>建設産業における優秀な人材の確保・育成等を推進するため、建設産業全般の魅力を伝えていくことに重点を置いて、以下の広報を実施する。</p> <p>(1) 建設産業ガイドブックの無償配付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設産業の仕事や役割、各職種の情報網を網羅した冊子「建設産業ガイドブック」を、主に工業高校の建設系学科で学ぶ生徒等を対象に無償配布する。</li> </ul> <p>(2) 教育関係者との関係構築 ～「人材協定期便」の実施～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建築や土木などの専門学科を設置している建設系工業高校、高等専門学校、全国専門学校建築教育連絡協議会会員校、各都道府県教育委員会などに対して、建設産業の魅力や担い手確保に関する取り組みを定期的に紹介する「人材協定期便」を送付する。適宜、より効果的に情報を発信するための検討を行ったうえで、広報ツールや教育現場に届きにくい建設キャリアアップシステム・建設産業関連情報などを積極的に提供する。</li> </ul> <p>(3) SNS や WEB を活用した情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「建設産業人材協」(X：旧 Twitter)、YouTube、「建設現場へGO!」(WEB)を活用し、人材協の活動や協賛団体の取組み、建設産業の魅力などの情報を適宜発信する。さらに、建設現場へGO!の利便性向上を図るため、サイトリニューアルの検討・制作を行う。</li> </ul> <p>(4) 教育アニメ映画の広報協力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育現場との連携策として、建設業の必要性・魅力を子供、親、先生で共に考える機会を作るため、未来補完計画プロジェクト実行委員会が制作する教育アニメ映画（教育現場における総合的な探究の時間などでの活用を主目的としたもの）の広報活動等に協力する。</li> </ul> <p>(5) 小学生向けの新規広報ツールの制作</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中高生程度を対象として制作した「ニッポンをつくる人たち まもる人たち」で扱っている土木工事と建築工事の違いや、ものづくりの工程をイラストで紹介する内容を踏まえつつ、小学生を主な対象とした新しい広報ツールの検討・制作を行う。</li> </ul> <p>2. 「建設人材育成優良企業表彰」の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設技能労働者が技能・経験に応じて適切に処遇改善される建設業界を目指して構築された建設キャリアアップシステム（CCUS）をはじめとして、建設技能労働者等の人材育成に取り組んでいる企業等を表彰する本表彰制度を適切に実施する。また、優良事例の水平展開に関する更なる取組を検討・実施する。</li> </ul> <p>3. 「作文コンクール」の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全国の高等学校の土木科及び建築科等の在学学生や建設産業従事者に対して、建設産業のイメージアップを図ること等を目的として「高校生の作文コンクール」及び「私たちの主張」を実施する。</li> </ul>

	<p>4. 担い手確保・育成に資する活動への参画</p> <p>(1) イベント等への参画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国土交通省で行われる「こども霞が関見学デー」や各種セミナー等のイベントに参画し、建設業の魅力や社会的な役割を理解してもらうための活動を行う。</li> </ul> <p>(2) 他機関が実施する担い手確保・育成に関する取り組みへの参画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全国建設関係職業訓練校等連絡会議等と連携し、技能者のスキルアップ等の担い手確保・育成に関する取り組みを支援する。</li> <li>各自治体や建設産業団体が運営している担い手確保・育成に関する協議会等へ参画し、連携等を図る。(兵庫県建設業育成魅力アップ協議会 等)</li> </ul> <p>5. 建設産業の担い手確保・育成に資する取り組みの推進等</p> <p>(1) 担い手確保・育成のための新たな教育訓練体系の構築に向けた検討</p> <p>業界全体で建設技能者の教育訓練を支える仕組みの構築が必要であることから、雇用保険制度に基づく能力開発事業の活用を図りつつ、新たな教育訓練体系の構築に向けた検討を行う。</p> <p>(2) 「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」のシステム等の運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>技能者を大切にし、処遇改善等に積極的に取り組む企業がサプライチェーンの中で適切に評価され、受注機会が確保されること等を通じ、処遇改善等の取組が持続的に行われることとなるような枠組み(建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度)の運用に必要なシステム等の維持管理、運用及び保守を行う。</li> </ul> <p>(3) 建設技能トレーニングプログラム(略称:建トレ)のニーズ調査等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設技能について学べる映像テキスト・デジタル教材である「建トレ」のニーズ調査を行い、新たなコンテンツおよび外国人技能者向けに多言語化の検討・作成を行う。</li> </ul> <p>(4) 建設キャリアアップシステム(CCUS)の周知強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国土交通省をはじめ関係省庁(文部科学省や厚生労働省)との連携を深め、工業高校等やハローワークに対し、建設キャリアアップシステム(CCUS)の意義や建設業の魅力に関する情報の発信を強化する。</li> </ul> <p>(5) 「若年者入職促進タスクフォース」の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2023年度に人材協に設置した「若年者入職促進タスクフォース」において、産・官・学の連携体制を維持し、業界団体等と教育委員会や地元高校との連携の円滑化・優良事例の水平展開等に取り組む</li> </ul> <p>(6) 各種会議の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入職促進等の優良な取組事例の共有や相互の意見交換、情報提供等を行う目的で「全国担当者会議」を開催し、各地域における取組強化を支援する。</li> <li>人材協の運営委員会等、必要に応じ各種会議運営を行う。</li> </ul> <p>(7) 建設業協会・業界団体等との人材育成に関する意見交換</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各都道府県の建設業協会及び専門工事業団体等への人材協の事業説明等を実施し、若年者の入職促進や人材の確保・育成・定着などの推進に関する意見交換や情報提供を実施する。</li> </ul>
取組目標	<p>従来事業を着実に実施するとともに、人材協事業をさらに活性化させるため、今年度は以下の事業に重点的に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>戦略的広報活動の更なる積極展開</li> <li>担い手確保・育成のための新たな教育訓練体系の構築に向けた検討</li> <li>関係機関との連携強化による人材協活動の活性化</li> </ul>

I 建設産業の振興支援	
<b>(3) 人材確保・育成</b> <span style="float: right;"><b>【担当部：経営基盤整備支援センター】</b></span> <b>⑤ 登録基幹技能者制度推進協議会の運営等</b> <span style="float: right;"><b>(人材育成支援担当部)</b></span>	
事業のねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録基幹技能者制度推進協議会の事務局として、登録基幹技能者の更なる普及・活用を目指した活動を行う。</li> </ul>
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 登録基幹技能者の更なる評価向上へ向けた以下の要望活動を展開する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 登録基幹技能者が活用されるよう、公共発注者への要望</li> <li>(2) 優秀職長制度等において登録基幹技能者が評価されるよう、総合工事業者ならびに総合建設業者団体への要望</li> </ol> </li> <li>・登録基幹技能者講習実施団体が講習で活用する共通テキストを発刊する。</li> <li>・登録基幹技能者制度の評価・活用の拡大に向けてパンフレットの改訂等を行う。</li> <li>・講習実施団体数：50 職種 64 団体（2025 年 10 月現在）</li> <li>・登録基幹技能者数（2025 年 3 月末時点）： 91, 419 名（前年度末比 +5, 033 名）</li> </ol>
事業計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 登録基幹技能者制度推進協議会の運営               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 総会の開催 2025 年度の事業報告・決算の承認、2026 年度の事業計画、収支予算の決定について等</li> <li>(2) 運営委員会の開催 2025 年度の事業報告・決算（案）の検討、2026 年度の事業計画・収支予算（案）の検討について等</li> </ol> </li> <li>2. 登録基幹技能者の更なる評価向上へ向けた要望活動に向けた対応               <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録基幹技能者データベースの改善対応（掲載内容の検討）</li> <li>・発注機関への活用に関するアンケートを実施し、その結果を各講習実施団体と共有</li> </ul> </li> <li>3. 登録基幹技能者パンフレットの改訂 登録基幹技能者制度の評価・活用の拡大に向けて、パンフレットを最新の発注機関等における活用状況等の情報に改訂し、建設業団体や公共発注者等の関係機関等へ配布する。</li> <li>4. 登録基幹技能者講習実施団体に対する支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>・各講習実施団体に対して相談対応等を行うなどのサポート等を行う。</li> <li>・新規職種の運営を希望する団体に対する相談対応を行う。</li> </ul> </li> <li>5. 建設キャリアアップシステム（CCUS）との連携強化               <ul style="list-style-type: none"> <li>・CCUS との連携の実効性を確保するため、登録基幹技能者の異動があったときは、速やかに DB の情報更新に努めるよう講習実施団体に対して働きかけを行う。</li> </ul> </li> <li>6. 共通テキストの改訂               <ul style="list-style-type: none"> <li>・2026 年度の改訂に向けて、共通テキスト改訂WGの運営を行う。</li> </ul> </li> </ol>
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録基幹技能者制度の評価・活用の拡大に向けて、地方公共団体や独立行政法人などの公共発注者や総合工事業者等に対して、CCUS の発注者支援機能と併せて、登録基幹技能者制度の周知活動を行い、発注者及び元請企業における活用の拡大を図る。</li> <li>・登録基幹技能者の評価・活用の拡大に向けて、登録基幹技能者データベースの改善やパンフレットの改訂等を行う。</li> <li>・共通テキストの改訂（2026 年度）に向けて、共通テキスト改訂WGにて、改訂内容の検討を行う。</li> </ul>

I 建設産業の振興支援	
<p>(3) 人材確保・育成 <span style="float: right;">【担当部：経営基盤整備支援センター】</span></p> <p>⑥ 建設労働者育成支援事業 <span style="float: right;">(建設労働者育成支援担当部)</span></p> <p>(厚生労働省受託事業)</p>	
事業のねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設産業において喫緊の課題となっている人材不足を解消すべく離転職者、新卒者、未就職卒業者等を対象として、訓練生の募集から職業訓練、就職支援までを一連のパッケージとして実施することにより、建設技能労働者の確保・育成を図る。</li> <li>※事業実施期間は、2026年4月1日から2027年3月31日（予定）</li> </ul>
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本財団に中央拠点を設置するとともに、本事業を全国において実施するため、地域の建設業団体、職業訓練校等に地方拠点を設置。なお、地方拠点については、今までの訓練募集及び就労支援の実績を考慮した上で、全国各地の訓練参加希望者が参加しやすいよう、効果的に配置（地方拠点：15箇所）。</li> <li>2. 地方拠点には、本財団が雇用する職員を専任職員として配置するとともに、地域の建設業団体や職業訓練校、教育機関等と連携して、業界のニーズや各地域の状況に即した効果的な事業運営を推進。</li> </ol>
事業計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地方拠点の設置（地方拠点の事務所賃貸借契約締結、専任職員等の採用等）</li> <li>2. 職業訓練の実施計画（実施拠点、実施期間、カリキュラム等）の作成</li> <li>3. 訓練参加、就職支援等に係る分析、検証</li> <li>4. 職業訓練に係る業務委託契約の締結</li> <li>5. 職業訓練生募集業務の実施</li> <li>6. 職業訓練業務の実施</li> <li>7. 就職支援業務の実施</li> <li>8. 職業訓練実施に係る課題解決（労働局・ハローワーク等との連携強化、拠点間連携による就労支援、広報等）のためのワークショップの運営継続</li> <li>9. 訓練生を幅広く確保するため、就労支援機関（サポートステーション、若者ハローワーク、アスリートキャリア支援等）、教育機関（通信制高校、特別支援学校等）等との事業周知に向けた連携</li> <li>10. 求職者（訓練生）の就職支援に積極的に取り組まれる建設企業及び建設産業団体の新規開拓など就職支援ネットワークの拡充</li> <li>11. 事業の有用性をPRするための多様（SNS等）な広報の効果検証及び実施</li> </ol>
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訓練生数は400名以上（予定）</li> <li>・訓練修了率90%以上、訓練生の就職率（訓練修了後3ヶ月後）は70%以上（予定）</li> <li>※上記のとおり、厚労省から目標数値が示されているが、建設業の人材確保を促進すべく、就職率については、+5%を努力目標。</li> </ul>

I 建設産業の振興支援	
<b>(4) 建設キャリアアップシステム</b> <span style="float: right;">【担当部：建設キャリアアップシステム事業本部】</span> <b>⑦ 建設キャリアアップシステムの運営</b>	
事業の ねらい・効果	建設キャリアアップシステムは、技能者の保有資格、社会保険加入状況、就業履歴などの情報を業界統一のルールで登録・蓄積するデータベースであり、登録・蓄積されたデータを活用し、技能者の適切な評価、処遇改善及び技能の研鑽、将来にわたる担い手確保、現場管理の効率化並びに建設業の生産性向上を図る。
事業内容	建設事業者及び技能者を登録対象とし、事業者情報及び技能者情報の登録、現場における技能者の就業履歴情報の登録を行うシステムの安定的な運用を行うとともに、蓄積されたデータについて国や関係機関との連携を行う。
事業計画	<p>建設キャリアアップシステムのさらなる普及・活用に向け、運営主体としての責任を全うすべく運営協議会の承認を得たのち以下の取り組みを行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地方、二次以下、設備・住宅関係などの技能者・事業者（事業者登録の更新を含む。）登録の促進 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業者団体等と連携し、ニーズや状況に応じたきめ細かい説明会・実践会の開催。</li> <li>(2) CCUS 認定アドバイザーを活用したユーザー向けサービスの向上を図る。</li> <li>(3) 認定登録機関・登録支援機関、CCUS 登録行政書士の適正な配置。</li> <li>(4) 有効期限が到来する事業者に対するメール通知に加え、電話案内を行うとともに、元請事業者からの働きかけも含めた周知徹底による、事業者登録更新の推進を図る。</li> <li>(5) 就業履歴蓄積の評価など CCUS 活用モデル工事の取組の深化や、公共発注者支援機能、安全書類の出力機能等により CCUS 活用が受発注者双方にとって働き方改革に資することの周知など、市区町村を含めた公共発注者への働きかけを強化する。</li> <li>(6) CCUS 活用の先進事例発表会の開催。</li> <li>(7) 民間発注者や一般消費者への認知度向上のための広報戦略について検討する。併せて、「専門工事企業の施工能力等の見える化」の見直しの動きや「登録基幹技能者データベース」の公表についての状況を踏まえつつ、CCUS 登録情報の一般公開による民間発注者や一般消費者への訴求効果等についても検討する。</li> </ol> </li> <li>2. 就業履歴の蓄積促進 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 容易に運用を始められるよう、実機操作を学ぶセミナーの全国展開、リモートによる運用個社相談会の実施。</li> <li>(2) 小規模現場等の理由で全現場での蓄積には至っていない元請個社を中心に、「安価なカードリーダー」「ロギング機能」「キャリアリンクかんたんスタートキャンペーン」「iPhone のカードリーダー化」等の活用による就業履歴の蓄積促進を図る。</li> <li>(3) 操作説明のスマホ閲覧用ショート動画のシリーズ展開による運用の円滑化を図る。</li> <li>(4) モデル工事实施企業（元請およびその協力会社）に対する現場運用の直接サポートと成功体験の水平展開を図る。</li> <li>(5) 外国人登録技能者の適正な処遇確保や育成就労制度移行を見据え、関係機関と連携し、外国人の就業履歴蓄積の促進を図る。</li> </ol> </li> <li>3. CCUS の更なる魅力の向上（特に対技能者） <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 登録技能者が CCUS の利用を実感できる技能者向けスマートフォンアプリ「建キャリア」の普及（QR 活用、ポイント機能開発、レベルアップサポート）を図る。</li> <li>(2) CCUS オウンドメディア（CCUS HP、建キャリア、メンバーズメール、CCUS 通信、</li> </ol> </li> </ol>

	<p>CCUS インフォメーション、CCUS チャンネル、CCUS 応援団 HP、CCUS 応援団チャンネル) の機能強化及び運営による効果的な情報発信の実施。</p> <p>(3) CCUS 応援団特典(登録技能者・事業者向け)の拡充・利便性の向上及び登録技能者の福利厚生に資する取組みの検討。</p> <p>(4) 建設技能者能力評価制度推進協議会(企画分科会)での議論を通じて、能力評価制度の推進に係る課題の解消、能力評価未対象分野の解消を目指す。</p> <p>(5) 登録基幹技能者制度推進協議会との連携強化を図る。</p> <p>(6) ハイレベル技能者(シルバー・ゴールド)へのヘルメットステッカーの作成・配布の検討。</p> <p>4. システムの安定的な運用</p> <p>(1) データ量の増加に加え、現クラウド環境のサービス終了に伴う AWS 移転後の確実なシステムの稼働確保に対応するための安定的な保守運用及び必要な改修の実施、障害発生時における対応策の強化を図る。</p> <p>(2) 昨今の情勢を踏まえ、セキュリティー全般についての対策強化を図る。</p> <p>5. システムの利用促進に資する外部との連携強化・データの利活用の促進</p> <p>(1) 認定 API 連携事業者等と CCUS 登録データの共同利用によるユーザーの利便性向上を図る。</p> <p>(2) 建退共と連携し、建退共電子申請における CCUS 就業履歴データとの自動連携による事務効率化を PR し、CCUS の利用拡大を図る。</p> <p>6. 次期システム更新</p> <p>(1) 2028 年 1 月リリースに向けて、詳細設計からシステムの開発等までを実施し、併せてインフラ基盤の構築、データ移行・システム切り替え・業務運用切り替えに向けた準備を確実に実施する。</p> <p>(2) 次期システム更新を見据え、スマホによる技能者の新規登録や変更申請、技能者更新時の活用などの検討・機能開発を進める。</p> <p>7. 新たな教育訓練体系の構築に向けた検討</p> <p>建設産業人材確保・育成推進協議会(人材協)に有識者等からなる検討会が設置されることに併せ、人材協と連携し、教育訓練体系の充実・強化を図る。</p>
<p>取組目標</p>	<p>「CCUS の中期的な事業運営のための指針」(運営協議会 第 12 回総会 2025 年 3 月 19 日)に掲げた 2026 年度目標値を取組み目標とする。ただし、就業履歴登録数については、昨年度までの実績と目標値との乖離が大きいため、現状を踏まえた数値を計上する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技能者登録数 18 万人</li> <li>・事業者登録数 1.2 万社(一人親方を除く)</li> <li>・就業履歴登録数 78 百万件(上記指針においては 120 百万件)</li> </ul>

<b>I</b>	<b>建設産業の振興支援</b>
(5) 調査研究、助成、広報等 <span style="float: right;">【担当部：企画広報部及び各部】</span>	
⑧ 建設産業に係る総合的な調査研究等	
事業の ねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設産業に関する調査研究等を通じて、建設産業振興策の立案等に活用する。</li> <li>・ 本財団の事業促進に関連する団体等との協力体制を強固にし、施策の連携及び高度化を図る。</li> </ul>
事業内容	今後の建設産業を見据えた諸課題の解決に資する各種の調査研究等を行う。
事業計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建設産業の活性化及び諸課題解決に資する調査等の実施</li> <li>2. 工業高校生等の入職・定着促進に関する調査研究の実施</li> <li>3. 建設産業の諸課題に対応するための調査研究の実施等</li> </ol>
取組目標	調査研究及び検討の成果がより早く発現するよう、本財団の各部門はもとより、関係する諸機関との緊密な連携を図る。

I 建設産業の振興支援	
(5) 調査研究、助成、広報等 <span style="float: right;">【担当部：金融・経理・契約支援センター】</span> ⑨ 建設業経理に関する調査研究等 <span style="float: right;">(経理研究・試験担当部)</span>	
事業の ねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の建設業の経営基盤を強化するため、中小建設企業に対して経営および建設業会計に関する様々な知識、情報を提供する。</li> </ul>
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 企業経営に関する情報を建設企業・建設業団体に向けて発信する。</li> <li>2. 中小・零細建設企業の経営改善等に資するテーマを設けて各都道府県建設業協会と連携して講習会等を実施する。</li> <li>3. 中小・零細建設企業経営の実態を調査・分析するとともに、諸課題の解決に向けた調査研究を行う。</li> </ol>
事業計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 登録経理講習受講者を通じて建設企業に対して経営に関する情報誌等を提供する。</li> <li>2. 建設業団体との共催で税財務講習会等を開催する。</li> <li>3. (一財)建設産業経理研究機構と連携して、中小建設企業の建設業会計に関する諸課題についての調査研究を行う。</li> </ol>
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録経理講習、建設業税財務講習会受講者等に対して、(一財)建設産業経理研究機構が発行した「建設業経営」を提供することで、建設企業の経営基盤強化の一助とする。</li> <li>・建設業税財務講習会は5回の開催を目標とする。</li> <li>・建設業会計に関する調査検討結果を取りまとめ、情報発信の検討材料とする。</li> </ul>

I 建設産業の振興支援	
(5) 調査研究、助成・広報等	
【担当部：経営基盤整備支援センター】	
⑩ 建設産業活性化等助成事業 (経営改善支援担当部)	
事業の ねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設産業団体が自主的に実施する建設産業の活性化に係る調査研究及び研修等に関する事業等に対して助成を行い、経営基盤の強化、担い手確保・育成等を通じ、建設産業の活性化等の推進を図ることを目的とする。</li> </ul>
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設産業活性化等助成 建設産業団体（出えん団体、都道府県建設業協会・府県建設産業団体連合会、建設産業専門団体地区連合会、本財団が特に認める団体）に対し、1団体あたり上限200万円（特別枠を使った場合は300万円）、本財団が特に認める団体の場合は1団体あたり上限150万円とし、事業経費の4/5を助成する。</li> <li>助成対象事業は以下のとおり。 <ol style="list-style-type: none"> <li>経営基盤の強化に資する事業</li> <li>担い手確保・育成、雇用・労働環境改善に資する事業</li> </ol> 各々に本財団が規定する特別枠を設定。</li> <li>業務連携促進事業助成 本財団の事業活動と密接に連携し、全国的な事業活動を行っている団体を対象として業務連携促進事業助成を実施する。</li> </ul>
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請受付、内容審査のうえ交付決定（3月～5月）</li> <li>各団体の事業の進捗確認（11月）、年度末の完了報告の審査・精算（3月）</li> <li>各団体の助成金交付額を確定し、団体へ通知（3月）</li> <li>交付要綱等の見直しを図り、次年度の交付要綱送付（3月）</li> <li>委託事業の計画・実施・成果の検証（4月～3月）</li> </ul>
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>助成対象団体が本助成制度を有効に活用出来るよう更なる使い勝手向上に向けた制度設計を図る。なお、業界の喫緊の課題や本財団の業務に関連した取り組みを特別枠として規定しているが、次年度の特別枠として必要と思われる事項を必要に応じて検討していく。</li> <li>本財団の事業活動と密接に連携し、全国的な事業活動を行っている団体が取り組む業務効果の拡大を図る。</li> </ul>

I 建設産業の振興支援	
(5) 調査研究、助成、広報等 <span style="float: right;">【担当部：企画広報部及び各部】</span>	
⑪ 「建設業しんこう」の発刊及び建設産業に係る情報提供	
事業の ねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業経営に資する情報の提供を行うことにより建設企業の経営改善等を促進する。</li> <li>・本財団が実施する事業及び建設企業や建設産業団体等の活動についての広報を行うことにより、建設産業を国民にとってより身近なものとし、国民と建設産業界を繋ぐ橋渡しの役割を果たす。</li> </ul>
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「建設業しんこう」の発行（全10号、7・8月号と12・1月号は合併号）及び「建設業しんこうWeb」による情報提供</li> <li>2. 入職促進に資する若年者等を対象としたWebサイト、「建設産業ガイドブック」等による情報発信</li> <li>3. Webサイトやパンフレット等を活用した各事業の広報・情報提供</li> </ol>
事業計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「建設業しんこう」を年間10回発行（メルマガの配信）するほか、企画内容の充実を図る。</li> <li>2. 「建設産業人材確保・育成推進協議会」が保有する様々な、「若年者の入職促進、担い手の確保・育成に関するWebサイト」について、情報の整理・拡充を行っていく。さらに、SNSを活用し、適宜、情報発信を実施していく。</li> <li>3. 各建設産業団体の担い手確保・育成の取り組みの水平展開を図る。</li> </ol>
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「建設業しんこう」の内容の更なる充実を努めつつ紙面構成を分かりやすく魅力的なものとする等を通じて、建設企業の経営改善等を図るとともに建設産業の魅力を一般の人々に伝える。</li> <li>・Webサイト、パンフレット等の内容の充実や、見やすさ・分かりやすさを追求していくとともに、Webサイトの内容拡充、Web以外の効果的な情報発信方法について検討を行う。</li> </ul>

I 建設産業の振興支援	
<b>(6) 登録経理試験等</b> <span style="float: right;"><b>【担当部：金融・経理・契約支援センター】</b></span> <b>⑫ 建設業経理検定試験・建設業経理事務士</b> <span style="float: right;"><b>(経理研究・試験担当部)</b></span> <b>特別研修・登録経理講習</b>	
事業のねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業経理検定試験・建設業経理事務士特別研修・登録経理講習を通じて、建設業会計知識の普及を図ることで建設企業の経営基盤強化に繋がるとともに、建設業経理に関する継続学習の推進により建設業経理士の知識の維持・向上を図る。</li> <li>・担い手確保の観点から高校生等の資格取得を支援、若年者の建設業界への入職促進を図る。</li> </ul>
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建設業経理士検定試験（1級・2級）、建設業経理事務士検定試験（3級・4級）を適切に実施する。</li> <li>2. 講習と試験を組み合わせた建設業経理事務士特別研修を適切に実施する。</li> <li>3. 建設業経理士の研鑽及び継続学習を目的とした登録経理講習を適切に実施する。</li> </ol>
事業計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. <b>【検定試験】</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 2026年9月13日（日）に第39回建設業経理士検定試験（建設業経理士1級・2級）を全都道府県で実施する。</li> <li>(2) 2027年3月14日（日）に第40回建設業経理士検定試験、第45回建設業経理事務士検定試験（建設業経理士1級・2級、建設業経理事務士3級・4級）を全都道府県で実施する。</li> <li>(3) 担い手確保の観点から工業高校、商業高校、大学等から幅広く申込者を獲得する。また、高校等学校単位での申込みに対して受験料の割引を行う。</li> </ol> </li> <li>2. <b>【特別研修】</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 建設業経理事務士特別研修（3級・4級）を通年にわたり実施する。また、工業高校等と連携し学校単位での特別研修を実施する。学校単位での特別研修は受講料の割引を行う。</li> <li>(2) 建設業経理事務士特別研修の開催を企業や建設業団体等に働きかける。</li> </ol> </li> <li>3. <b>【登録経理講習】</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 効率化を考え、オンライン方式を主体に通期で実施する。また、5年更新時期を迎えるにあたりテキストおよび映像の見直しを行う。</li> </ol> </li> </ol>
取組目標	<p><b>【検定試験・特別研修・登録経理講習】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ネット申込の的確な運営及び不備申込の適正な対応、徹底した個人情報の管理、適正な試験問題の作成、厳正な試験監督業務の実施により公正で確実な試験・研修を実施する。</li> <li>(2) 都道府県建設業協会、工業高校、商業高校、大学等に対しポスター・パンフレットでの検定試験・特別研修の周知等を実施する。</li> </ol> <p><b>【検定試験】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 日本商工会議所主催の日商簿記甲子園に引き続き協賛する。また、商業高校に対して検定試験のPRを行い受験申込者の増加を図る。</li> </ol> <p><b>【特別研修】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 受講者が見込める大都市については特別研修を複数回開催する。また運営方法の見直しによりコスト削減を図る。</li> <li>(2) 専門工事業団体等に対して、団体単位での特別研修開催について働きかけを行う。</li> </ol> <p><b>【登録経理講習】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 2021年度検定試験合格者・受講修了者に対し、DMにより講習受講を案内する。</li> <li>(2) 講習がスタートした2021年度受講修了者が2027年1月より2巡目に入ることから、講習内容（テキストおよび映像）の見直しを行う。</li> </ol>

**【目標受験申込者・受講者数】**

- ・近年の申込動向等をもとに算出した受験申込者数等の見通しは以下のとおりである。

検定試験 受験申込者数 45,200 名

特別研修 受講者数 一般 2,420 名 高校 1,440 名

登録経理講習 8,000 名

I		建設産業の振興支援
(6) 登録経理試験等		【担当部：金融・経理・契約支援センター】
⑬ 建設業経理士の支援・育成		(経理研究・試験担当部)
事業の ねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業経理士に対して継続学習を支援し、実務スキルの向上を図る。</li> <li>・建設業会計に関する継続学習の課題等を分析するとともに、今後の継続学習のあり方について検討を行う。</li> </ul>	
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建設業経理士に対し、会計等に関する情報提供を行う。</li> <li>2. (一財)建設産業経理研究機構(以下：機構)と連携して、建設業会計に関する継続学習のあり方を検討する。</li> </ol>	
事業計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. Web サイトやメールマガジンを通じた情報提供を継続的に実施する。</li> <li>2. 登録経理講習受講者に対し、機構が主催する実務セミナー等のコンテンツによる継続学習に係る支援を行う。</li> </ol>	
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「登録建設業経理士 Web」を通じて、機構が発行する「建設業経営」バックナンバーを掲載し、最新の建設業会計に関する情報提供に努める。</li> <li>・メールマガジンを通じて、建設業界のトピックスや本財団が実施する検定・講習・セミナーの最新情報を発信し、受験者・受講者の獲得に繋げる。</li> <li>・機構が主催する実務セミナー等の講習に登録経理講習受講者等が参加する場合に、受講料の一部を助成する。</li> </ul>	

Ⅱ 施工技術等の向上	
<b>【担当部：試験研修本部】</b>	
<b>⑭ 建築／電気工事施工管理技術検定</b> (試験管理・講習部／建築試験部／電気試験部)	
事業のねらい・効果	・技術検定の実施を通じ、施工管理技術者の確保・育成を図り、建設業の施工技術の向上に寄与する。
事業内容	国土交通大臣の指定試験機関として、建設業法第 27 条の 2 第 1 項の規定に基づき次の技術検定を実施する。 ・建築施工管理技術検定（1 級及び 2 級） ・電気工事施工管理技術検定（1 級及び 2 級）
事業計画	1. 1 級第一次検定の実施（電気工事 2026 年 7 月 12 日(日) 建築 2026 年 7 月 19 日(日)） 2. 1 級第二次検定の実施（2026 年 10 月 18 日(日)） 3. 2 級第一次検定(前期)の実施（2026 年 6 月 14 日(日)） 4. 2 級第一次・二次検定の実施（2026 年 11 月 8 日(日)）
取組目標	1. 建築・電気工事施工管理技術検定の適確な実施・運営情報の管理を徹底しつつ適正な試験問題を作成する。 受検予定者の申請内容の資格審査を正確に期間内に行うとともに、審査の進捗状況について、常に把握できるよう書類の保管を行う。また、不測の事態等に対して迅速に対応できるようにする。 不正行為の防止、時間管理の徹底、解答用紙の確実な回収等により試験を適確に実施する。試験監督機関等とより一層緊密に連携し、本検定当日の運営を円滑に実施できるようにする。 2. 2024 年度の受検資格の見直しによる制度改正等への対応 (1) 2024 年度受検資格の見直しによる新受検資格（以下、新受検資格）及び経過措置について、それぞれの受検資格に対応した資格審査を適確に行う。 (2) 制度改正後の 1 級及び 2 級第二次検定における Web 申請開始に伴い、円滑に運営が行えるようにする。 (3) Web 申請の情報を保管するための仕組み及び他の検定種目の情報と照合するための仕組みについて、検討し構築する。 3. 検定試験日の固定化の検討 受検資格改正に伴う受検者増を踏まえて、2024 年度及び 2025 年度は検定試験を 5 回実施（6 月 1 回、7 月 2 回、10 月 1 回、11 月 1 回）している（2026 年度も 5 回実施予定）が、2026 年度受検申請者数を踏まえ、2027 年度以降の試験日程の集約（1 級第一次検定）に向けた検討を引き続き行う。 4. 施工管理技術者の確保・育成に資する受検者の利便性向上 新受検資格において、2026 年度より全ての申請が Web 申請のみとなることから、受検申請時に混乱が生じないよう Web 申請化となった内容の周知を行っていく。
備考	・受検申請見込者数 【建築（1・2 級合計）】 131,937 名（2025 年度実績） → 125,000 名（2026 年度推計） 【電気工事（1・2 級合計）】 58,598 名（2025 年度実績） → 55,000 名（2026 年度推計）

Ⅱ 施工技術等の向上	
【担当部：試験研修本部】 (試験管理・講習部)	
⑮ 監理技術者講習	
事業のねらい・効果	・建設工事の適切な施工を確保する上で重要な役割を担う監理技術者を対象に、最新の法律・制度、施工管理及び建設技術に関する講習を実施し、施工技術の維持向上を図る。
事業内容	国土交通大臣の登録講習実施機関として、建設業法第26条第5項に規定された監理技術者講習を全国において実施する。
事業計画	1. 講習予定 会場講習は773回、オンデマンド講習は随時開催 (会場講習は、47都道府県、約250会場において開催) 2. 受講者推計 41,000名
取組目標	1. 【年間目標】受講予定者数 41,000名 (1) 受講者数増加を目指すための方策 ① 建設業団体と連携しPRチラシの配布及び運営体制の強化を図る。 ② オンライン講習(オンデマンド方式)を普及するためのPRに努める。 ③ 新テキストを使用し、より理解が深まる講習を実施する。 (2) 地区別受講者データを分析し、効果的な計画を策定
備考	受講者推計 2025年度計画 45,500名 → 2026年度推計 41,000名(2021年度受講者 40,855名) (監理技術者講習の有効期間は、受講した年の翌年1月1日から5年間)

Ⅱ 施工技術等の向上	
<b>⑩ 建築・設備施工管理能力の維持・向上支援</b> <span style="float: right;"><b>【担当部：試験研修本部】</b></span> <b>(建築・設備施工管理 CPD 制度の構築・運用)</b> <span style="float: right;"><b>(試験管理・講習部)</b></span>	
事業のねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築・設備施工管理分野の技術者が自主的に能力を研鑽する継続教育（CPD）制度を通じ、技術者の技術力の維持・向上を図る。</li> </ul>
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「建築・設備施工管理 CPD 制度」の普及拡大と安定的な運営</li> </ul>
事業計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「建築・設備施工管理 CPD 制度」の参加者数の増加</li> <li>2. 認定プログラムの拡充</li> <li>3. 公共工事の発注機関における制度活用の促進</li> <li>4. 確実な事務処理の実施</li> </ol>
取組目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. <b>【年間目標】2026 年度参加者 30,000 名（約 2,000 名の年度内増加を目指す）</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 建築・設備施工管理 CPD 制度の参加者数の増加 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築系及び設備系の建設業団体を通じた CPD 制度の周知普及による参加者数の増加</li> </ul> </li> <li>(2) 認定プログラムの拡充 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ プロバイダー（講習会実施者）未登録の建設業団体に対する登録に向けた活動の実施</li> <li>・ 国、地方公共団体が実施する講習会等での当制度の活用を促す活動の実施</li> </ul> </li> <li>(3) 公共工事の発注機関における制度活用の促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公共団体の調達事務において、当制度の単位の加点対象への採用に向けた活動の実施</li> </ul> </li> <li>(4) 確実な事務処理の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規参加者、プログラム申請、実績証明書の発行等の増加を踏まえた確実な事務処理実施のための制度運営の効率化</li> </ul> </li> </ol> </li> </ol>
備考	<p>(2026 年 1 月 31 日現在)</p> <p>制度の参加者数 28,600 名</p>

Ⅲ 建設産業における金融の円滑化	
⑰ 出来高融資制度 (下請セーフティネット債務保証) (地域建設業経営強化融資制度)	【担当部：金融・経理・契約支援センター】 (金融支援担当部)
事業の ねらい・効果	・工事請負代金債権の早期資金化を図り、中小・中堅建設業者への資金供給の円滑化を推進する。
事業内容	<p>1. 事業協同組合等が次の資金を金融機関から借り入れる際に本財団が債務保証を実施する。</p> <p>(1) 公共工事の元請負人の運転資金を貸し付けるために必要な資金 (保証期間：1年、保証割合：100%、保証料率0.1%)</p> <p>(2) 社会全体の効用を高める施設に関する民間工事の元請負人の運転資金を貸し付けるために必要な資金 (保証期間：1年、保証割合：90%、保証料率0.2%)</p> <p>2. 事業協同組合等に対し次の助成を行う (下請セーフティネット債務保証)。</p> <p>(1) 出来高査定費用に対する支援として上限25,000円を助成する。</p> <p>(2) 事業協同組合等が新規に本事業を導入する場合、年1回300,000円を3年間助成する。</p> <p>(3) 事業協同組合等が事業推進のために要した費用に対する支援として、融資件数に応じて50,000円～300,000円を年1回助成する。</p> <p style="text-align: right;">(事業の期限：2031年3月末)</p>
事業計画	<p>1. 保証枠の拡充 利用実績の多い融資事業者への増枠・取扱金融機関拡大に向けた働きかけ、及び新規融資事業者開拓に向けた活動を行う。</p> <p>2. 貸付実績の拡大</p> <p>(1) 制度未導入の地方公共団体等へ制度導入に向けた活動を行う。(営業エリアが広い北保証サービス、建設経営サービス、建設総合サービス等と連携し、地域における発注の実情やニーズを踏まえた活動を行う。)</p> <p>(2) 国土交通省と連携し、地方整備局等を通じた利用拡大に向けたPRを検討する。</p> <p>(3) 「金融事業に係る周知・普及活動」に参画する融資事業者を増やし、組合員向け説明会の実施、ダイレクトメールの発送、専用チラシの作成等を通じた更なる活用促進を図る。また、金融・経理・契約支援センター各課と連携した広報活動を推進する。</p> <p>(4) 金融機関との情報交換等を通じて地元の資金調達ニーズを把握するとともに、本制度を有効活用して建設企業に円滑な資金供給が行われるよう要請するとともに、利用拡大に有効な各種提案を行う。</p> <p>(5) 関連法規等の改正内容をはじめ、建設行政における課題、建設業の資金調達に関連する情報提供を融資事業者に対して行い、これと併せて幅広く意見交換が可能となる機会を設定する。</p> <p>(6) 電子記録債権の活用による債権譲渡承諾の電子化について検討する。</p> <p>3. 国土交通省との協議等 本事業の期限は2031年3月末まで延長された。関係団体等の意見を国土交通省と共有するとともに、より一層連携を深めて本事業の活用促進を図る。</p>
取組目標	・元請建設企業に対する円滑な資金供給を支援し、下請建設企業も含めた事業安定化に寄与すべく、保証枠の拡充及び新規融資事業者の開拓、融資実績の拡大に向けた活動を実施する。

⑱ 下請債権保全支援事業

【担当部：金融・経理・契約支援センター】  
（金融支援担当部）

<p>事業の ねらい・効果</p>	<p>・下請建設企業等の経営及び雇用の安定と連鎖倒産の防止を図る。</p>
<p>事業内容</p>	<p>1. 下請建設企業等が元請建設企業に対して有する工事請負代金等に係る債権の保全を図るため、当該債権の支払を保証ファクタリング事業者が保証する場合に、下請建設企業等の保証料負担の軽減（保証料割引助成）及び保証債務の履行による保証ファクタリング事業者のリスク負担の軽減（損失補償）を実施する。</p> <p>2. また、下請建設企業等が早期に資金化できるよう債権の保証だけでなく、金額が確定している個別債権の買取も対象とする。</p> <p style="text-align: right;">（事業の期限：2027年3月末）</p>
<p>事業計画</p>	<p>1. 事業推進に向けた取り組み</p> <p>（1）ファクタリング事業者に対し事業推進体制に係る調査を行うとともに、利用促進に向けた意見交換等を行う。</p> <p>（2）取扱事業者の拡充を図り、全国で利用しやすい環境を整える。</p> <p>（3）国土交通省と連携し、地方整備局等を通じた利用拡大に向けたPRを検討する。</p> <p>（4）関係団体（専門工事業団体等）に対する周知普及、利用促進活動を行う。</p> <p>（5）利用拡大のための方策として、債務保証枠を設定している金融機関に対し本事業の活用提案を行い、債権保全策として活用されるよう努める。また、渉外担当者を通じたPRにつなげる。</p> <p>2. 事業延長に向けた協議等</p> <p>本事業の期限が2026年度末まで1年間延長されたところであるが、関係団体と意見交換しつつ、国土交通省と2027年度以降の事業延長について協議、検討を行う。</p> <p>3. 広報活動の推進</p> <p>中小・中堅下請建設企業等の経営安定化の一助として本制度の認知度を高めるべく、関係団体及び保証ファクタリング事業者、金融・経理・契約支援センター各課等と連携し、広報活動を推進する。</p>
<p>取組目標</p>	<p>下請建設企業等の経営及び雇用の安定と連鎖倒産の防止を図るため、本事業の周知普及に注力する。</p>

Ⅲ 建設産業における金融の円滑化	
⑱ 共同事業等に必要資金の借入れに対する 【担当部：金融・経理・契約支援センター】 債務保証・助成・融資あっせん (金融支援担当部)	
事業の ねらい・効果	・建設業者団体及び事業協同組合等における共同施設の設置、共同事業、転貸融資に対する資金調達を支援する。
事業内容	<p>1. 建設業者団体及び事業協同組合等が次の資金を金融機関から借り入れる際に本財団が債務保証を実施する。さらに、下記(1)の資金については、借り入れ金利に対して上限2%を6年間助成する。</p> <p>(1) 共同施設、共同機械設備の設置、購入のために必要とする資金（共同施設等資金） （保証期間：12年、保証割合90%、保証料率0.3%）</p> <p>(2) 共同購入、共同リース等の共同事業のために必要とする資金（共同購入等資金） （保証期間：3年、保証割合90%、保証料率0.3%）</p> <p>(3) 構成員に対し、事業経営に必要な資金を貸し付けるために必要な資金（転貸資金） （保証期間：3年又は5年、保証割合90%、保証料率0.3%）</p> <p>2. 特例措置として、構成員に除染作業の運転資金を転貸融資するために借り入れる資金については、当該業務委託の債権譲渡が図られていることを条件として、上記(3)の資金として債務保証等を実施する（保証期間：1年、保証割合：100%、保証料率0.1% 出来高査定費用助成：上限10万円、組合事務経費助成：定額2万円、企業事務経費助成：上限2万円（措置の期限は2027年3月末））。</p> <p style="text-align: right;">（事業の期限：2031年3月末）</p>
事業計画	<p>1. 事業推進に向けた取り組み</p> <p>(1) 共同施設等資金については、パンフレットを活用し、業界団体を通じて会館等の建て替えや耐震・設備・内外装などの改修ニーズを踏まえた利用促進活動を行う。</p> <p>(2) 共同購入等資金については、新たな事業展開、既存事業の拡充等を検討する協同組合との間で勉強会を行うなどの利用促進活動を行う。</p> <p>(3) 転貸資金については、除染作業に係る転貸融資について、融資事業者である福島県建設業協同組合と連携し、復興を支援する。また、新たな転貸融資スキームを検討する協同組合との間で勉強会を行うなどの利用促進活動を行う。</p> <p>2. 新たな協同組合事業の推進に資する制度活用について検討する。</p> <p>3. 国土交通省との協議等</p> <p>本事業の期限は2031年3月末まで延長された。関係団体等の意見を国土交通省と共有するとともに、より一層連携を深めて本事業の活用促進を図る。</p>
取組目標	建設業者団体及び事業協同組合等の資金調達を支援するため、本事業の有効活用に向けた活動を実施する。

IV 建設産業政策への協力	
⑳ その他の建設産業政策への協力等 (国からの受託事業等) <span style="float: right;">【担当部：各部】</span>	
事業の ねらい・効果	・国土交通省又は厚生労働省等からの受託等により、事業を実施することを通じて建設産業の振興を図る。
事業内容・ 事業計画	必要な事業の受託等を行ったうえで、本財団の保有するノウハウ等を積極的に活用し事業を実施することにより、所要の成果を上げる（個別具体の事業内容は未定）。
取組目標	受託内容等に応じて効率的に事業を展開すること等により、建設産業の振興に資する。